

令和2年4月9日

保護者 様

白岡市教育委員会教育長
長 島 秀 夫

市内小中学校の臨時休業中の対応について（お知らせ）

日頃から本市の学校教育について御理解、御支援を賜り、ありがとうございます。さて、市内小中学校の臨時休業中の対応については、下記のとおりといたしますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 臨時休業期間 令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで
- 2 登校日について
臨時休業中の児童生徒の生活の仕方や学習面でのサポート等を行うため、市内小中学校において、登校日を設定します。
 - (1) 登校日は、週1回（1時間以内）とし、密集、密接の状態を避けるため、分散登校とします。
 - (2) 登校日時や分散登校の方法（地区別、出席番号別）等については、各学校より連絡がありますので、学校からの連絡メールやホームページで御確認ください。
 - (3) 登校前には検温、健康状態の確認を行い、微熱等の症状がある場合は登校させず、自宅で休養してください。
- 3 外出自粛について 臨時休業中であることを踏まえ、子供たちが不要不急の外出をしないようお願いいたします。
- 4 子供の受入について
子供が自宅で一人で過ごすことができない場合（保護者等が就業しており、どうしても仕事を休めない場合）は、受入先がない子供を学校施設に受け入れることとします。
 - (1) 小学校においては、低学年、特別支援学級に在籍している児童、中学校においては、特別支援学級に在籍している生徒が対象です。
 - (2) 受入期間は、臨時休業期間の午前8時30分から午後3時までとします。（土・日曜日、祝日は除く）
 - (3) 昼食が必要な場合は、持参させてください。
 - (4) 子供の送迎につきましては保護者の責任のもとお願いします。
 - (5) 学校に直接電話にてお申し込みください。

5 校庭の開放について

児童生徒の運動する機会を確保するため、市内小中学校の校庭の開放を行います。
(在籍する学校の校庭が対象です。)

- (1) 臨時休業期間中の午後1時30分から午後3時30分まで(土・日曜日、祝日は除く)。雨天時は、開放は行いません。
- (2) 小学校低学年の児童の送迎につきましては保護者の責任のもとお願いします。
- (3) 体調不良が疑われる場合には、保護者に迎えにきていただきますので、電話に出られるように御配慮ください。
- (4) 健康状態の確認を行い、微熱等の症状がある場合は、自宅で休養してください。
- (5) 密集、密接の状態を防止するため、学校によって学年別にする等、開放する曜日を決めて実施する場合があります。学校からの連絡メールやホームページで御確認ください。

6 部活動について 部活動は、臨時休業期間中は行いません。

7 備考 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、臨時休業の期間の延長をすることがありますので、御理解、御協力をお願いいたします。